平成２３年（フ）第１６８号
広島県呉市広町13010番地
債務者　白井　清志
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第４８７号
静岡県磐田市一言3092番地　エクレール磐田222号
債務者　石井　隆康
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２８２号
愛知県豊川市金屋本町４丁目32番地　クエールⅠ302号
債務者　吉田　徳一
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２８３号
愛知県豊橋市菰口町５丁目４番地　101
債務者　木幡せつ子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３０３号
愛知県豊川市伊奈町南山新田286番地１
ウィングコートリベリーＡ202
債務者　前田　幸彦
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１９６号
岡山市北区一宮95番地１　コーポグリン101号
債務者　秋山　敏克
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９７号
岡山市北区一宮95番地１　コーポグリン101号
債務者　秋山　僚子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４０６号
岡山市中区浜１丁目７番30―36号
債務者　山本　　豊
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２３号
岡山市北区清輝橋１丁目１番18号、旧住所岡山県倉敷市上東1111番地６
債務者　片山　勇二
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７３号
岡山市北区鹿田本町８番45号　児子ビル302号
債務者　小原　明則
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８号
大分県豊後大野市三重町本城2274番地１
債務者　菊池　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時30分
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第２５３７号
横浜市栄区公田町740番地　25棟403号
債務者　関　　美穂
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２４６号
東京都八王子市八幡町14番12―504号
債務者　高野　睦美
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２３８号
長崎県佐世保市皆瀬町134番地、旧住所長崎県佐世保市天神５丁目19番20号　山口アパート201号
債務者　道越　正春
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２４２号
長崎県佐世保市山祇町439番地
債務者　浦崎　正直
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係